

新型コロナ行動指針に該当する事案の発生

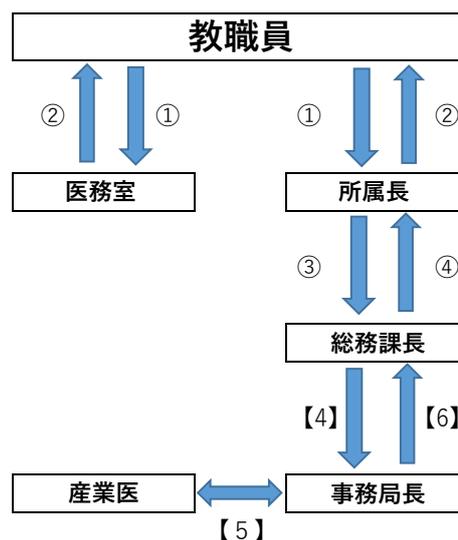
- ①教職員は本人または、家族の体調不良状況を大学に報告
- ②医務室・所属長は教職員と行動指針を確認

[行動指針で判断可能な場合]

- ③所属長は、総務課長へ体調不良者の状況と欠勤を報告
- ④総務課長は欠勤について承認

[行動指針で判断が難しい場合・陽性の場合]

- ③所属長は、総務課長へ相談
- 【4】 総務課長は事務局長へ相談
- 【5】 事務局長は、産業医に必要時相談、陽性の場合報告
- 【6】 事務局長は判断内容を総務課長に指示



新型コロナ行動指針に該当する事案からの回復

- ⑤教職員は本人または家族の回復状況を医務室・所属長に報告
- ⑥医務室・所属長は教職員と行動指針を確認し、出勤再開日を確認
- ⑦所属長は総務課長に回復状況と出勤再開日を報告
- ⑧総務課長は出勤再開日について承認

